

海員 北海道地支発 22-004 号
令和 4 年 1 月 11 日

苫小牧市
市長 岩倉博文 殿

全日本海員組合北海道地方支部
地方支部長 遠藤 藤 飾

全国海友婦人会北海道ブロック
ブロック長 前田千代子

海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ

貴職におかれましては、全日本海員組合北海道地方支部、ならびに全国海友婦人会北海道ブロックの諸活動に対しまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

さて、四面環海のわが国において、海運・水産産業は、物資・旅客の海上輸送や食用水産物の安定的な供給などを通じ、経済の維持・発展や国民生活の安定に大きく寄与しております。また、大規模災害時には、船員が船舶による大量の物資や人員の輸送を担うなど、ライフラインの維持にも大きな役割を果たしております。

新型コロナウイルス感染症による社会・経済への余波が今なお続く中で、船員の乗下船(交代)に関する問題は改善傾向にあるものの、新たな変異株の発生に伴う規制強化など、いまだ緊迫した状況が続いております。人々の生命・健康はもとより、新型コロナウイルス感染症への万全の対策を講ずることは、最優先すべき課題の一つです。

ここ北海道におきましても、四面を海に囲まれ、海運・水産産業においては、地域の活性化を図るうえで重要な基幹産業であります。少子高齢化が進み、ますます労働人口が減少していくことが懸念され、海運・水産産業においても、船員の後継者の確保・育成は、外航・国内・水産といった各部門に共通する喫緊の課題であります。

このほかにも、活動方針に記載の通り、各部門において様々な課題が山積しており、第82回定期全国大会におきまして、これら海運・水産・船員に係る政策諸課題への早期対応の必要性について満場一致で確認したところです。

貴市長におかれましては、道内の置かれている船員の現状をご理解いただき、別紙記載の諸課題への一刻も早い実効性のある対応、ならびに持続可能な支援策などを実現いただきたく要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上

(別 紙)

1. 「海の日」の7月20日固定化について

「海の日」の前身である「海の記念日」は、明治9年に明治天皇が東北・北海道をご巡幸された際、7月20日に明治丸で横浜港にご安着されたことにちなみ、昭和16年に制定された。その後、昭和34年から約36年間にわたり、海に対する国民の理解と認識を深め、海の恩恵に感謝し、海を大切にする心を育むため、海事関係者が一体となって祝日化運動を展開した結果、平成7年に7月20日が国民の祝日「海の日」として制定された。しかし、平成15年に導入されたハッピーマンデー制度により、「海の日」は、7月の第3月曜日へと変更され、本来の制定趣旨が薄れている。海洋立国日本として、本来の7月20日への固定化に向けた取り組みを一層推進していただきたい。

2. 船員の確保・育成等の推進について

外航・国内・水産の各部門に共通して、後継者の確保・育成は喫緊の課題です。

外航海運では、平成20年のトン数標準税制の導入にあたり、経済安全保障の観点から確保すべき日本籍船と日本人船員の数値目標を設定しているが、船舶数は増加している一方で、日本人船員数は一向に増加していない。また、国内海運では、陸上職に比べ長時間労働で厳しい就労環境にある中で、内航船員の確保・育成策として、内航船員という職業を魅力的な職業にしていくため、船員の長時間労働の把握・管理、休暇の取得、健康管理などの「船員の働き方改革」を推進していく必要がある。水産業でも、漁船員の高齢化や後継者不足が顕著であり、特に船舶職員の不足が深刻な問題となっている。船員の確保・育成の具現化に向け、取り組んでいただきたい。

(1) 漁船乗組員の後継者確保・育成について

わが国の漁船漁業では、船舶職員を含めた日本人漁船員の高齢化と不足が深刻化する中、官学劳使が協力して日本人漁船員を確保・育成していくための「漁船乗組員確保養成プロジェクト」が実施され、水産高校生への漁業ガイダンスなどを通じた確保・育成対策に取り組んでいます。船舶職員を含む漁船員の確保・育成は、わが国の漁船漁業を維持・存続する上で極めて重要であることから、引き続き同プロジェクトを支援していただきたい。また、水産・海洋高校は、漁船員の確保・育成に極めて重要な教育機関であることから、統廃合することなく専門学科設置高校として維持・存続していただきたい。

(2) 海に親しむ活動の推進について

次世代の海運・水産産業の担い手となる船員志望者の裾野拡大に向け、中長期的な視点からの取り組みが不可欠である。子どもたちが海に親しむ機会や体験活動などを一層充実させることを通じ、海・船・船員への魅力を抱き、一人でも多くの若者が職業として船員を志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組みを推進していただきたい。

(3) 船員税制への取り組みについて

船員は、家族や陸上社会と離れ、職住一体となった特殊な労働環境のもとにあり、行政サービスの受益が一定程度制限されています。多くの海運先進国では、自国船員の確保に向けた政策として税制上の措置が導入されており、わが国でも、船員職業の重要性に関する認識度や船員ステータスの向上、後継者の確保を図るべく、同様の制度導入が不可欠です。現在、三重県四日市市、鳥羽市、令和2年4月より志摩市、静岡県焼津市、ならびに令和3年4月から愛媛県今治市で実施されている住民税減免措置の他の地域へのさらなる拡大はもとより、各地域における船員の定住促進の観点も踏まえた他の支援策の導入に向けてご支援いただきたい。

3. カボタージュ規制の堅持について

カボタージュ規制は、国内における貨物・旅客輸送を自国籍船に限定するものと船舶法第3条で規定されており、国家安全保障、生活物資の安定輸送、自国船員の海技伝承、**国内海運産業の保護**などの観点からも重要な政策である。先般、国土交通省は、一企業からの外国籍船での国内就航を可能とする申請に対し、本来、日本籍船での運航を指導すべき行政当局が、わが国の主権の及ばない外国籍船での国内就航を認めた。今後、これを契機に外国籍船による国内就航を求める企業が出てくることとなり、カボタージュ規制はなし崩し的に形骸化されれば、フェリー・旅客船産業は、運航コストが優位な外国籍船に駆逐され、壊滅的な打撃を受けることはもとより、早晚、内航海運産業に波及していくことが危惧され、各社の存続問題、船員の雇用問題へとつながるとともに、わが国の海域特性や海上交通ルールを熟知していない外国籍船の国内就航は、沿岸航行における安全上の問題を惹起させるなど、及ぼす影響は計り知れない。安全かつ安定的な国内海上輸送体制を確保するためにも、引き続き現行のカボタージュ規制を堅持していただきたい。

4. フェリー・旅客船の維持・存続について

フェリー・旅客船は、生活に欠かせない物資輸送と島民の移動権を保障する海の国道ともいえる重要な役割を担っているとともに、環境に優しい輸送機関であることから、海上輸送へのモーダルシフトの受け皿としても期待されている。また、大規模自然災害時には、海上輸送の特殊性を生かし、被災地への緊急支援物資輸送など、国民のライフラインを確保する重要な役割を果たしている。しかしながら、国が推し進めてきた道路偏重政策、島しょ部での少子高齢・過疎化の進行、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、フェリー・旅客船を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このような中、「第2次交通政策基本計画」が閣議決定され、フェリー・旅客船を利用した大規模自然災害時における緊急輸送の対応は示されているが、フェリー・旅客船の維持・存続に向けた具体的な支援策は示されていないため、適切かつ実効ある支援策を講じていただきたい。

5. 海難事故の撲滅と安全な漁業労働環境対策について

多発する漁船海難事故は、組合員の生命に関わる重大な問題であり、漁船漁業における海難事故や災害事故の発生率は全産業の6倍に達し、全船舶事故の約30%を占めています。特に、漁労作業中の海中転落者が74名となっており、その内49名が死亡・行方不明となっています。ライフジャケット着用の有無が海中転落者の生存を左右する大きな要因となり、着用者の生存率が2倍近くとなることから、航海中・操業中を問わず作業中の「ライフジャケット完全着用」の為、啓蒙活動を強化しておりますので、ご理解、ご協力を賜りたい。

6. 外国人漁船員・外国人技能実習生の権利擁護について

現在、漁業分野では漁船マルシップ方式、外国人技能実習制度、ならびに特定技能制度によって外国人漁船員の受け入れが可能となっており、年々受入数が増加し、養殖業においても外国人技能実習生への依存度が高まり、特定技能外国人による受入数の増加が予想されます。他方、制度の活用による外国人漁船員、ならびに技能実習生への保護は、国際的な関心事となっており、国際労働機関（ILO）を中心とした外国人漁船員の保護を図る取り組みが進められています。わが国においても外国人漁船員や外国人技能実習生の適正な待遇を確保することが重要であることから、漁船漁業・養殖漁業における外国人漁船員ならびに技能実習生の保護に関し、協力願いたい。